

(石油石炭税法の一部改正)

第九条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

(納期限の延長)

第十八条 省 略

2 原油等を保税地域から引き取ろうとする者(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告(次項及び第四項において「特例申告」という。)を行う者(第二十一条において「特例申告者」という。)を除く。)が、第十四条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、三月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

3 原油等を保税地域から引き取ろうとする者(その引取りに係る原油等につき特例申告を行う関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者に限る。)が、第十四条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十四条第一項の税関長に提出したときは、当該税関長は、二月以内、当該申告書に記載された同項第四号に掲げる石油石炭税額の納期限を延長することができる。この場合において、当該税関長は、石油石炭税の保全のために必要があるときは、政令で定めるところにより、当該引き取ろうとする者に対し、当該申告書に記載された同号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保の提供を命ずることができる。

4 原油等を保税地域から引き取ろうとする者(その引取りに係る原油等につき特例申告を行う関税法第七条の二第一項に規定する特例委託輸入者に限る。)が、第十四条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十四条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、当

(納期限の延長)

第十八条 同 上

2 原油等を保税地域から引き取ろうとする者(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う者を除く。)が、第十四条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、三月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

3 原油等を保税地域から引き取ろうとする者(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。第二十一条において「特例輸入者」という。)が、第十四条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十四条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは

該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

5| 省 略

(記帳義務)

第二十一条 原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例申告者又は第十五条第一項の承認を受けている者は、政令で定めるところにより、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保稅地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

4| 同 上

(記帳義務)

第二十一条 原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者は、政令で定めるところにより、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保稅地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。